

入札説明書

建造物カルテ作成調査委託業務

7 文財第 8 号

令和 7 年 6 月

奈良県 地域創造部 文化財課

入 札 説 明 書

建造物カルテ作成調査委託業務 にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所登録を行なっていること。
- (2) 奈良県内に本店を有していること。
- (3) 奈良県会計局登録業者のうち営業種別 Q7「諸サービス」、または、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築設計業務に登録を受けていること。
- (4) 国宝・重要文化財建造物をはじめとする指定文化財建造物または国登録有形文化財について、過去15年間（平成22年4月1日～令和7年3月31日の間）に破損調査または改修設計業務を受注し、完遂した実績を有する者
- (5) 入札公告に記載する競争入札参加意向申出書の提出日、入札執行時点（郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日）及び競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

2 競争入札参加意向申出書の提出

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加意向申出書（別記様式1）を下記により提出

し、競争入札参加意向申出書受理書の交付を受けなければなりません。

(1) 入札参加意向申出書の提出

- ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時
- イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所
- ウ 提出部数 1枚
- エ 提出方法 郵送又は持参。期限内に到着したもののみ有効
- オ その他 入札参加意向申出書が期限内に提出された場合、競争入札参加意向申出書受理書を交付します。

※入札公告第3に定める参加意向申出書提出締切日の翌々平日の午後5時までにFAXで受理書を送付しますが、郵送したにもかかわらず、FAXが届かない場合、下記にお問い合わせ下さい
(午後5時15分まで)。

奈良県 地域創造部 文化財課 建造物係

電 話 0742-27-9865

3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書及びその添付資料(以下「申請書及び資料」といいます。)を下記によって持参により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時
- イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所
- ウ 提出部数 各1部

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- エ 申請書及び資料の差し替え並びに再提出は認めません。
- オ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式2により作成してください。
- カ 1の(2)に定める本店所在地を示す書類(登記事項証明書等)を添付してください。
- キ 1の(4)に定める業務実績を別記様式3により作成してください。

4 入札書の提出及び開札の日時、場所

(1) 入札書は郵便により提出すること。

郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、業務名、業務番号及び入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県 地域創造部 文化財課長あての親展として、入札公告第3に定める期日までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到着したもののみが有効です。

<送付先> 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 地域創造部 文化財課長

- (2) 開札の日時 入札公告第3に掲げる期日
- (3) 開札の場所 入札公告第3に掲げる場所

5 入札方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 入札保証金の納付等

この業務の入札に参加しようとする者（奈良県請負工事有資格者は免除とします。）は、その見積る契約金額（消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額をいいます。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条第2項第1号から第6号までに掲げるもの（以下「国債その他の有価証券等」といいます。）の提供又は銀行若しくは知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除きます。）をいいます。以下「銀行等」といいます。）の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができます。

また、奈良県契約規則第4条第1項に該当する者又は金融機関等（銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいいます。以下同じ。））と契約保証の予約をした者は、入札保証金の納付を免除します。

(1) 入札保証に係る書類の提出

ア 提出期間 令和7年6月23日(月) から令和7年7月8日(火) の午後4時30分まで（県の休日を除きます。）

イ 提出場所 11に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵便によります。

(ア) 持参による場合

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）。

(イ) 郵便による場合

郵便は書留郵便に限ります（期限までに到着したもののみ有効とします。）。

封筒の表に『<開札日>、<業務名>、<業務番号>及び「入札保証に係る書類在中」』を朱書きし、奈良県地域創造部文化財課長あての親展としてください。

(2) 入札保証に係る書類の作成等

ア 入札保証に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。また、理由の如何にかかわらず、入札保証に要する費用は返却しません。

イ 入札保証に係る書類については、案件が特定できるように<業務名>及び<業務番号>の両方を記載するようにしてください。

ウ 保証期間又は保険期間は、入札保証に係る書類の提出日から令和7年7月10日(木)までを含むものであることを要します。

エ 複数の入札保証による納付等は認めません。

オ 一度受領された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更を一切認めません。

カ 入札保証について、次の表に定めるものを満たさない者の行った入札は無効とします。

1 未納付であると認められる場合	(1)	入札保証の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証である場合
	(3)	入札保証が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		

(3) 入札保証金の納付等に関する問い合わせ先

11に同じ。

なお、入札保証金の納付又は国債その他の有価証券等の提供による場合については、所定の手続に日を要しますので、令和7年6月30日(月)までに連絡してください。

(4) その他

落札者が契約を締結しない場合には、契約規則第11条の規定に基づき、入札に係る損害賠償を求めるものとします。

7 入札の無効

1に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において1に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

8 落札候補者の決定方法

(1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とします。

- (3) (2)のうち、落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。

「くじ」を行う場所 奈良市登大路町 80 番地 奈良県庁分庁舎 6 階
建設産業課 建設工事等開札室

「くじ」を行う日時 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）午前 1 1 時 1 0 分から

9 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和 3 9 年 5 月規則第 1 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき落札決定の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

10 電子契約の可否

可とします。電子契約を希望する場合は、別記様式 9 に記載のうえ、落札決定の日から遅滞なく電子メールにより提出してください。

11 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 地域創造部 文化財課 建造物係

電 話 0 7 4 2 - 2 7 - 9 8 6 5

電子メール bunkazj@office.pref.nara.lg.jp

(様式1)

競争入札参加意向申出書

年 月 日

奈良県 地域創造部

文化財課長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

連絡先電話番号

連絡先ファックス番号

メールアドレス

令和7年6月23日付けで公告のありました 建造物カルテ作成調査委託業務 7文財第8号 に係る競争入札について、入札への参加を申し込みます。

奈良県会計局、または奈良県建設工事等競争入札参加資格登録の状況

登録番号、または業者番号	登録営業種目、または資格業種

【会計局のみの登録業者】

過去2年以内（令和5年7月9日以降）に、国又は地方公共団体から委託業務を受注し、完了した実績

発注者名	業務名及び業務内容

〈添付資料〉

契約書の写し

※契約書の写しに加えて、仕様書等、業務内容が明確にわかる書類も提出していただくことがあります。

※過去2年間に国又は地方公共団体と種類及びほぼ規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した場合は、入札保証金・契約保証金の減免の対象となります。

(様式2)

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県知事 山下 真 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号

連絡先ファックス番号

令和7年6月23日付けで公告のありました 建造物カルテ作成調査委託業務 7文財第8号に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

奈良県会計局、または奈良県建設工事等競争入札参加資格登録の状況

登録番号、または業者番号	登録営業種目、または資格業種

一級建築士事務所登録の状況

登 録 年 月 日	登 録 番 号
年 月 日	

* 一級建築士事務所登録の通知書(または登録証明書)の写しを添付してください。
(添付資料)

- ・本店所在地を示す書類(登記事項証明書等)
- ・様式3 業務実績等を示す書類
- ※ 当該業務を実施したことを証する書類(委託契約書の写し等)を添付してください。

(様式3)

1 会社の業務実績

(過去15年間以内における国宝・重要文化財をはじめとする指定文化財建造物または国登録有形文化財の破損調査または改修設計業務)

業 務 名	発 注 者	業 務 概 要
		当該業務完了月： 年 月

- * 業務概要欄には「業務実施期間」、当該業務の「完了月」等を記入してください。
- * 当該業務を実施したことを証する書類（委託契約書の写し等）を添付してください。

(様式9)

年 月 日

奈良県知事 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名(業務名、工事名等)

建造物カルテ作成調査委託業務 7文財第8号

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】※不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス			
氏名		役職	

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

※フリーメールアドレスはお控えください。

※利用するメールアドレスについては、外部からのメール<クラウドサイン: support@cloudsign.jp>を受信できるよう設定をお願いします。

【留意事項】

- ・電子契約を希望する場合は、本書を「Word形式」のまま提出してください。
- ・入札公告等で指定する方法により、提出してください。なお、落札決定前に提出する場合、提出のあった本書は落札者のもののみ有効として取り扱いますので、ご了承ください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等